

農地法第3条の許可要件について

【下限面積要件】

平成29年3月
農林水産省経営局農地政策課

[問い合わせ先]

農林水産省経営局農地政策課
農地調整グループ 経営専門官 川崎
TEL:03-6744-2153

個人が農業に参入する場合の要件

- 耕作を目的として農地の権利を取得する場合には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要であり、農業委員会は、農地のすべてを効率的に利用すること等の要件をすべて満たした場合に限り許可。

1. 農地のすべてを効率的に利用すること

機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること

2. 必要な農作業に常時従事すること

農地の取得者が、必要な農作業に常時従事（原則、年間150日以上）すること

3. 一定の面積を経営すること（下限面積要件）

農地取得後の農地面積の合計が、原則50a（北海道は2ha）※以上となることが必要

※この面積は、地域の実情に応じて、農業委員会が引き下げることが可能となっています。

（お住まいの地域の面積については、市町村の農業委員会にお問い合わせください。）

4. 周辺の農地利用に支障がないこと

水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと

農地の権利取得における下限面積要件

- 下限面積の基準については、平成21年の農地法改正により、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能となっている。

下限面積要件

原則 (農地法第3条第2項第5号)

取得後の農地面積の合計
(全経営面積)が、
都府県 50a以上
北海道 2ha以上
となることが必要。

権利取得後における耕作の事業
が草花等の栽培でその経営が集約的に行われると認められる場合は、
この要件は適用されない。

特例 (農地法施行規則第17条)

地域の実情に応じて、農業委員会が別段の面積を定めることができる。

平均規模が小さい地域

第1項

- ① 自然的経済的条件からみて営農条件が概ね同一の区域について、
- ② 当該区域において、別段の面積未満の農地を耕作している者の数が4割以上となるよう、
- ③ 10アール以上の面積で設定(設定単位はアール)が可能。

担い手が不足している地域

第2項

新規就農者等の受入れの促進により農地の有効利用等を図る観点から、

- ① 遊休農地等が相当程度存在する区域について、
- ② 当該区域内の位置及び規模からみて、小規模農家の増加により、区域内及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれのない場合に、
- ③ 任意の面積(10アール未満でも可)で設定が可能。

下限面積要件における別段面積の設定状況について

- 全国の約6割で地域の実情に応じて独自に面積を設定

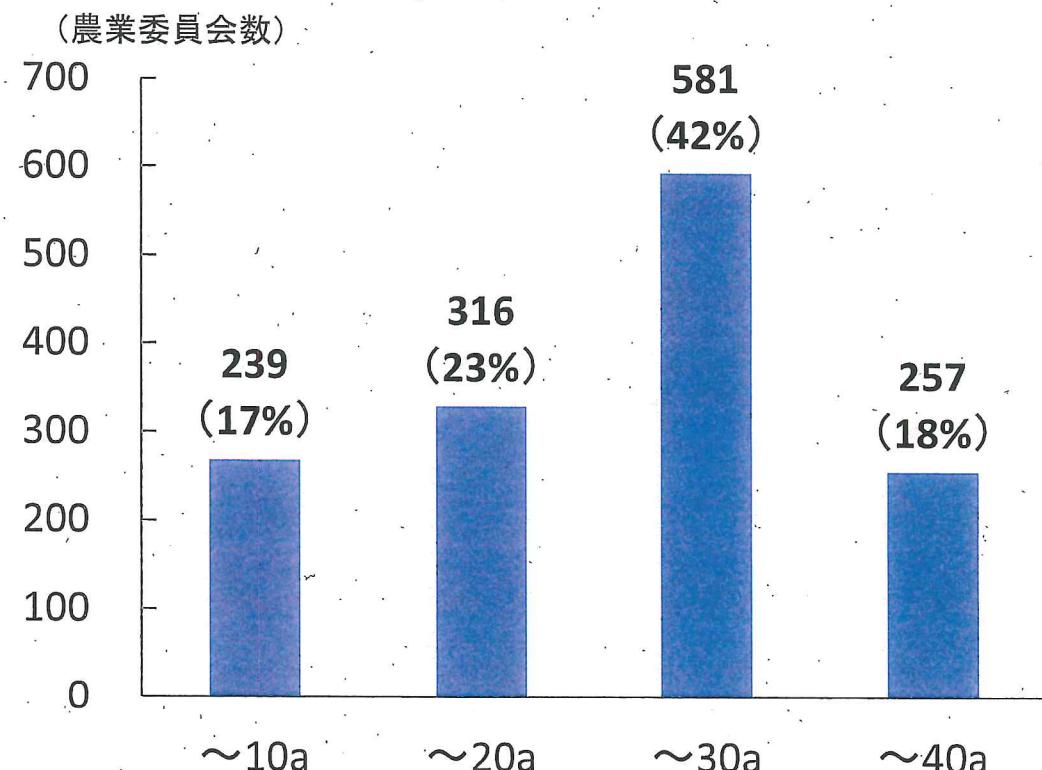
設定状況

| | |
|------------------------------|-----------------|
| 農業委員会数合計 | 1,737 (100%) |
| 独自の面積を設定 | 1,094 (63%) |
| 法定面積のとおり (北海道 2ha、都府県50a) | 643 (37%) |

資料:農林水産省経営局調べ(平成28年4月1日現在)

注:農業委員会数には、農業委員会を設置していない市区町村を含む。

面積別の設定状況(都府県)



資料:農林水産省経営局調べ(平成28年4月1日現在)

注:複数の面積を設定している場合があるため、農業委員会数には重複がある。

○農地法（昭和27年法律第229号）

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第3条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第5条第1項本文に規定する場合は、この限りでない。

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。（以下略）

一～四（略）

五 第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計及びその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、いずれも、北海道では2ヘクタール、都府県では50アール（農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積）に達しない場合

六・七（略）

3～7（略）

○農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）

（別段の面積の基準）

第17条 法第3条第2項第5号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 設定区域（農業委員会が法第3条第2項第5号の規定に基づき別段の面積を定める区域をいう。第3号及び次項において同じ。）は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。

二 農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は10アール以上であること。

三 農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであること。

2 設定区域が次の各号のいずれにも該当する場合には、法第3条第2項第5号の農林水産省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とする。

一 当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。

二 当該設定区域の位置及び規模からみて、当該設定区域内において法第3条第2項第5号に規定する面積（北海道では2ヘクタール、都府県では50アールである面積をいう。）未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。